

令和2年4月13日

一般社団法人群馬県建設業協会
会 員 各 位

一般社団法人群馬県建設業協会
会 長 青 柳 剛

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出を
受けた事業の継続に係る要請等について

御高承のとおり、新型コロナウイルス感染症に関し緊急事態宣言が発出されましたが、重要事項として、「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な事業者については、十分に感染拡大防止策を講じつつ、事業の特性を踏まえ、業務の継続を要請する」とされていることを踏まえ、この度、大臣官房危機管理官から各省庁の担当部局を通じ、業務継続のための体制整備と感染症対策の一層の推進について周知依頼がありました。

つきましては、以下及び添付文書をご確認の上、感染症対策をより一層推進されるようお願い申し上げます。

緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者

以下事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。(抜粋)

4. 社会の安定の維持

- ・社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。
- ④ 企業活動・治安の維持に必要なサービス（ビルメンテナンス、セキュリティ関係等）
- ⑤ 安全安心に必要な社会基盤（河川や道路などの公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等）

一般社団法人群馬県建設業協会
TEL 027-252-1666
FAX 027-252-1993